

青森県報

号外第三十八号

平成二十九年
四月一日
(土曜日)

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………
行政経営課 ……
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による指
定検査機関の指定……………
保健衛生課 ……
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る登録建築物エ
ネルギー消費性能判定機関への委任……………
建築住宅課 ……

告 示

青森県告示第二百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十九年に係る包括外部監査契約を締結したため、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十九年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
宮下 宗久
八戸市一番町二丁目六の二五

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百五十五号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり指定検査機関を指定したため、同法第二十三条第一項の規定により公示する。

平成二十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所 の所在地	食鳥検査の業務を 行う事務所の所在 地	行わせること とした食鳥検 査の業務	指 月 日 定
公益社団法人青 森獣医師会	青森市松原二 丁目八の二	十和田市大字三本 木字野崎一の五〇	食鳥検査の全 部	平成 二九・四・一

青森県告示第二百五十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第八条の規定により公示する。

平成二十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー
消費性能適合性判定の業務の開始の日
平成二十九年四月一日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 号
県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭